

一 般 振 興 融 資

融 資 対 象 と なる 方	<p>◆京都府内に営業所又は事業所があり、原則府内で6ヶ月以上継続して同一事業を行っている中小企業者又は組合の方</p> <p>《中小企業者》</p> <p>◎法人の場合…府内に営業所又は事業所がある企業</p> <p>◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</p> <p>《組 合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>※京都府税及び京都市税（京都市以外の方は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資 金 使 途 融 資 期 間 等	<p>◆運転資金 7年以内、 設備資金 10年以内</p> <p>◆経営安定特別支援制度(注1)の場合 10年以内</p> <p><原則として均等月賦返済、必要に応じ1年以内の据置可></p> <p>※信用保証協会の保証付き既往借入金（あんしん借換融資、金融安定化特別保証付き等の既往借入金除く）の借換可</p>
融 資 利 率	<p>◆年2.9%以内（取扱金融機関が定める固定金利）</p> <p>◆京都ECレート(注2)の場合 年2.7%以内</p>
融 資 限 度 額	<p>◆有担保で2億円、 無担保で8,000万円</p> <p>※ただし、保証協会の保証利用可能額（一般枠）の範囲内</p>
担 保 ・ 保 証 人	<p>◆保証協会の保証が必要 <原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要></p> <p>◆いきいき割引(注3)の場合 保証料率年0.2%引下げ</p>
受 付 機 関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工中金</p> </div>

(注1) 厳しい経営環境により業況が悪化している中小企業者・組合が、経営安定支援協議会(保証協会・金融機関等)の指導を受ける場合、融資期間の長期化により月々の返済額軽減を図る制度
(実施期間：平成23年3月末まで)

(注2) KES、ISO14001等の認証取得等を受け環境配慮経営に取り組む中小企業者・組合に対し、融資利率を優遇する制度

(注3) 商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター及び京都市中小企業支援センターの経営指導を継続的に受け、経営体質の強化を図る方に対する保証料率を優遇する制度

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。